

令和5年度麻しん風しん混合(MR)・風しんの任意予防接種に対する公費助成制度一覧

※詳細は、お住いの市町村予防接種担当課へお問い合わせください。

| 市町村名 | 対象者 | 公費負担額 (円) | 自己負担額 (円) | 開始時期 | | 備 考 |
|------|--|------------------------------------|-----------------|------|----|--|
| | | | | 年 | 月 | |
| 岡山市 | 接種日において市内に住所を有し、かつ、接種に要した費用の支払いが完了している者で、次の各号いずれかに該当するものとする。 (1) 妊娠を希望している風しんウイルス抗体検査を受け抗体価がHI法で32倍未満(16倍以下)又は同程度とみなされる女性。 (2) 妊娠を希望している女性のパートナー又は妊娠している女性のパートナーで、風しんウイルス抗体検査を受け抗体価がHI法で16倍未満(8倍以下)又は同程度とみなされる者。ただし、妊娠を希望する女性又は妊娠している女性の風しんウイルス抗体検査の抗体価がHI法で32倍未満(16倍以下)又は同程度とみなされる場合に限る。 | MR7,000(上限) 風しん単独4,000 (上限) | 公費負担額を 除いた費用 | 26 | 1 | 通算助成回数1人につき1回 |
| 倉敷市 | 接種日に市内に住所を有し、次の①～③に該当する者。ただし、1歳未満の者及び過去に風しんの抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者は除く ①妊娠を希望する女性で、風しん抗体検査を受け、抗体価が十分でないと判明した者 ②妊娠を希望する女性の配偶者などの同居者で、風しん抗体検査を受け、抗体価が十分でないと判明した者 ③風しん抗体価が十分でない妊婦の配偶者などの同居者で風しん抗体検査を受け、抗体価が十分でないと判明した者 | MR7,000(上限) 風しん単独5,000 (上限) | 公費負担額を 除いた費用 | 26 | 4 | 生涯1人につき1回 |
| 津山市 | ①市内に住所を有し、風しん抗体価検査の結果、抗体価が低い者であって、次のいずれかに該当するものとする。 1) 妊娠を希望しており、接種日の属する年度の初日において50歳未満の女性とその配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある男性を含む)または同居者 2) 妊娠をしている女性の配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある男性を含む) または同居者 | MR5,000 風しん単独3,000 | 公費負担額を 除いた費用 | 26 | 7 | |
| 玉野市 | 【女性】 ①昭和45年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人 ②風しんの抗体価がHI法で32倍未満相当の人 ③妊娠を希望している人(妊娠中は予防接種を受けることができないため、対象外) 【男性】 ①パートナーの女性の抗体価がHI法で32倍未満相当の人 ②風しんの抗体価がHI法で16倍未満相当の人 ※抗体価は、HI法を基本としますが、その他の方法でも同程度と分かるものであれば可。 | MR7,000(上限) 風しん単独4,000 (上限) | 公費負担額を 除いた費用 | 26 | 4 | |
| 笠岡市 | 市内に住所を有し、次のいずれかに該当するものとする。ただし、平成2年4月2日以降に生まれた者、過去に風しんに罹患したことがある者、抗体検査等で風しんの抗体があると判定された者及び妊娠している者は除く。 (1) 妊娠を希望する女性で、風しん抗体検査を受け、風しんの抗体価がHI法で16倍以下又はEIA法でEIA価8.0未満である者 (2) 妊娠を希望する女性の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)等の同居者で、風しん抗体検査を受け、風しんの抗体価がHI法で8倍未満又はEIA法で陰性又は判定保留である者 (3) 風しんの抗体価が不十分な妊婦の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)等の同居者で、風しん抗体検査を受け、風しんの抗体価がHI法で16倍以下又はEIA法でEIA価8.0未満である者 | MR10,000 風しん単独6,000 | 公費負担額を 除いた費用 | 26 | 6 | 平成26年4月1日から適用 接種後、償還払い 助成回数は1人1回限り |
| 井原市 | 接種日において市内に住所を有し、次のいずれかに該当する者 ①妊娠を希望している女性で、風しん抗体検査を受け抗体価がHI法で32倍未満又は同程度とみなされる者 ②妊娠中又は妊娠を希望している女性の配偶者及び同居者で、風しん抗体検査を受け、抗体価がHI法で32倍未満又は同程度とみなされる者 | MR10,000(上限) 風しん単独7,000 (上限) | 公費負担額を 除いた費用 | 26 | 11 | 生涯1人1回限り |
| 総社市 | 接種日に本市に住所を有し、妊娠を希望する女性とその夫か、妊娠している女性の夫で、次のいずれかの条件を満たす人 (1) 昭和48年4月2日から平成2年4月1日生まれの人 (2) 平成2年4月2日以降に生まれた人で、風しん抗体検査を受けた結果、抗体価が低いと判定され、風しん含有ワクチンの接種を推奨された人 | 上限3,000 | 公費負担額を 除いた費用 | 25 | 12 | 生涯1人1回 市外、県外医療機関での接種は償還給付 |

| 市町村名 | 対象者 | 公費負担額 (円) | 自己負担額 (円) | 開始時期 | | 備 考 |
|------|---|--|-----------------|------|---|---|
| | | | | 年 | 月 | |
| 高梁市 | ワクチン接種の日において、本市に住民票があり、年齢が16歳以上50歳未満であり、抗体価がHI法32倍未満、EIA法EIA価8.0未満、または国際単位①30IU/ml未満、国際単位②45IU/ml未満で次のいずれかに該当する者 1.妊娠を希望している女性とその配偶者 2.妊娠中の女性の配偶者 | MR7,000(上限) 風しん単独5,000 (上限) | 公費負担額を 除いた費用 | 30 | 4 | 生涯1人1回 接種後、償還払い |
| 新見市 | 接種日に本市に住所を有し、風しん抗体検査により抗体価が低い結果を提示できる者で、岡山県風しん抗体検査助成事業の対象者。*抗体価が低い者とは、HI法32倍未満、EIA法EIA価8.0未満、または国際単位①30IU/ml未満、国際単位②45IU/ml未満とする。 ただし、明らかに風しんの予防接種歴がある者、検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある者は除くこととし、生涯1人1回限りとする。 | 風しん3,000 MR5,000 | 公費負担額を 除いた費用 | 26 | 5 | 指定医療機関あり |
| 備前市 | 接種日において市内に住所を有し、かつ、接種に要した費用の支払いが完了しているもので、次の各号いずれかに該当するものとする。 ①妊娠を希望する女性で、風しんウイルス抗体検査を受けた結果、抗体価がHI法で32倍未満または同程度とみなされる者 ②妊娠を希望する女性の配偶者などの同居者で、風しんウイルス抗体検査を受けた結果、抗体価がHI法で16倍未満または同程度とみなされる者 ③抗体価が低い(HI法で32倍未満または同程度)妊婦の配偶者などの同居者で、風しんウイルス抗体検査を受けた結果、抗体価がHI法で16倍未満または同程度とみなされる者 | MR 7,000(上限) 風しん単独 4,000(上限) | 公費負担額を 除いた費用 | 31 | 4 | 助成回数は1人1回 |
| 瀬戸内市 | 接種日において市内に住所を有し、かつ、接種に要した費用の支払いが完了している者で、次の各号いずれかに該当するものとする。 (1) 妊娠を希望している女性で、風しんウイルス抗体検査を受け抗体価がHI法で32倍未満又は同程度とみなされる者 (2) 妊娠を希望している女性の配偶者などの同居者で、風しんウイルス抗体検査を受け抗体価がHI法で16倍未満又は同程度とみなされる者 (3) 妊娠している女性の配偶者などの同居者で、風しんウイルス抗体検査を受け抗体価がHI法で16倍未満又は同程度とみなされる者。ただし、妊娠している女性の風しんウイルス抗体検査の抗体価がHI法で32倍未満又は同程度とみなされる場合に限る。 | MR7,000(上限) 風しん単独4,000 (上限) | 公費負担額を 除いた費用 | 27 | 4 | 助成回数は1人1回 |
| 赤磐市 | ①風しんワクチン予防接種を受けた ②予防接種を受けた日及び申請する日に赤磐市に住所を有している ③接種費用の支払が完了している ④風しん抗体検査の結果が陰性または低抗体価(HI抗体価32倍など)、以上の①～④の条件に当てはまり、なおかつ以下のA～Cのいずれかに該当する人 A)妊娠を希望して、接種を受けた年度の3月31日に満18歳以上50歳未満である女性 B)妊娠を希望しており、接種を受けた年度の3月31日に満18歳以上50歳未満である女性の配偶者等 C)妊娠している女性の配偶者等 | ・風しん 4,000円 ・MR 7,000円 (接種費用が助成金の額より少ない場合は、接種費用の額) | 公費負担額を 除いた費用 | 28 | 4 | 平成28年4月1日以降の接種が対象 助成回数は1人につき1回 接種後、償還払い |
| 真庭市 | ①真庭市に住所があり、①妊婦の同居者又は妊娠を希望する女性及びその同居者で、③抗体検査の結果抗体価が低い人。 | 風しん・MRとも に6,644円 | 公費負担額を 除いた費用 | 30 | 4 | |
| 美作市 | 美作市在住で (1) 妊娠を希望している16歳以上50歳未満の女性 (2) (1)の配偶者などの同居者 (3) 風しんの抗体価の低い妊婦の配偶者などの同居者のいずれかのうち、風しん抗体検査で抗体価が十分でない と判明した者 | 委託契約額を上限 | 公費負担額を 除いた費用 | 29 | 4 | 平成29年4月1日から適用 接種後、償還払い |
| 浅口市 | 生年月日が平成7年4月1日以前の人で、接種日に浅口市内に住民登録があり、次の①～③のいずれかに該当する人。ただし、抗体検査から1年以内にワクチンを接種した人に限る。 ①妊娠を希望する女性で、風しん抗体検査を受け、抗体価が十分でない と判明した人 ②妊娠を希望する女性の配偶者などの同居者で、風しん抗体検査を受け、抗体価が十分でない と判明した人 ③風しん抗体価が十分でない妊婦の配偶者などの同居者で、風しん抗体検査を受け、抗体価が十分でない と判明した人 | 風しん・MRとも 5,000 | 公費負担額を 除いた費用 | 30 | 4 | 平成30年4月1日から適用 市内指定医療機関は現物給付 市外医療機関は接種後、償還給付 |
| 和気町 | 和気町内に住所を有し、かつ、接種に要した費用の支払いが完了しているもので、次の各号いずれかに該当するものとする。 ①妊娠を希望する女性で、風しんウイルス抗体検査を受けた結果、抗体価がHI法で32倍未満または同程度とみなされる者 ②妊娠を希望する女性の配偶者などの同居者で、風しんウイルス抗体検査を受けた結果、抗体価がHI法で16倍未満または同程度とみなされる者 ③抗体価が低い(HI法で32倍未満または同程度)妊婦の配偶者などの同居者で、風しんウイルス抗体検査を受けた結果、抗体価がHI法で16倍未満または同程度とみなされる者 | 接種費全額 | 0 | 25 | 6 | 平成25年4月1日から適用 接種後、償還払い R2.4月～対象者の要件変更 |

| 市町村名 | 対象者 | 公費負担額 (円) | 自己負担額 (円) | 開始時期 | | 備 考 |
|-------|---|---|--------------|------|---|--|
| | | | | 年 | 月 | |
| 早島町 | 町内に住所を有する者であって、妊娠を希望する女性及び妊娠中又は妊娠を希望している女性の配偶者 女性は①②③、男性は④⑤をすべて満たす者 ①風しんの抗体価がHI法で32倍未満の女性 ②接種日において50歳未満の女性 ③妊娠を希望している女性(妊娠中の女性は除く。) ④風しんの抗体価がHI法で8倍未満の男性 ⑤妊娠中又は妊娠を希望している女性の抗体価がHI法で32倍未満である者の配偶者である男性 (HI法を基本とするが、その他の方法でも同程度とわかるものであればこの限りでない。) | 上限5,000 | 公費負担額を除いた費用 | 26 | 4 | 生涯1人1回限り |
| 里庄町 | 平成7年4月1日までに生まれた者で、接種日に町内に住所を有し、次の①～③に該当する者で、抗体価が低く予防接種をした方が良く認められた者。ただし、抗体検査から1年以内にワクチンを接種した者に限る。 ①妊娠を希望する女性 ②①の配偶者などの同居者 ③風しんの抗体価の低い妊婦の配偶者などの同居者 | 5,000 | 公費負担額を除いた費用 | 26 | 7 | 浅口医師会の実施医療機関で接種した場合助成、それ以外で接種した方へは償還払いとする。生涯1人1回。 |
| 矢掛町 | 平成2年4月1日以前に生まれた者で、次のいずれかに該当する者。ただし、過去に町の助成を受けている者は除く。 ①妊娠を希望または予定する女性であって、風しんの抗体検査を受け、風しんの抗体価がHI法で16倍以下又は同程度とみなされる者 ②妊娠を希望又は予定する女性若しくは妊娠中の女性の配偶者及び同一世帯家族であって、風しんの抗体検査を受け、風しんの抗体価がHI法で8倍以下又は同程度とみなされる者 | 風しん 7,710(上限) MR 11,530(上限) | 公費負担額を除いた費用 | 26 | 4 | 接種後、償還払い(医療機関の指定なし) 助成回数は生涯1人1回 |
| 新庄村 | ①19歳以上50歳未満の女性 ②妊娠中の女性の家族で19歳以上の者 | 接種費全額 | 0 | 30 | 5 | 指定医療機関(村内) 村外医療機関での接種後は償還払い |
| 鏡野町 | 鏡野町在住で、①妊娠を希望している女性 ②妊娠を希望している女性などの同居者 ③風しんの抗体価が十分でない妊婦の配偶者などの同居者 のいずれかのうち、風しん抗体検査で抗体価が十分でないと判明した者(過去の妊婦健診等における検査結果も対象とする) | 風しん・MRとも全額 | 0 | 26 | 7 | 町内医療機関無料、町外医療機関は償還給付。助成回数は1人1回限り。 |
| 勝央町 | 勝央町在住で、①妊娠を予定し、又は希望している50歳以下の女性 ②現在妊娠している、又は希望している女性と同居している者 のいずれかに該当する者(ただし、過去に風しんを含むワクチン接種を2回受けたことのある者、過去に風しんにかかったことのある者、風しんの免疫が高いと判明している者及び現在妊娠している女性は除く。) | MR10,220円 風しん単独6,670円 抗体検査6,952円 | 公費負担額を除いた費用 | 25 | 9 | 抗体検査助成: 県制度を活用することとし、町制度存続 |
| 奈義町 | 接種日に奈義町に住所がある19歳～49歳までの者 | R、MRとも全額 | 0 | 25 | 7 | 接種後償還給付 助成回数は1回限り。 |
| 西粟倉村 | 接種日において西粟倉村に住所を有しかつ下記にあたるもの ①妊娠を希望する16歳以上50歳未満の女性 ②①と同居するもの ③妊婦と同居するもの | 風しん 7,490円(上限) MR11,030円(上限) | 公費負担額を除いた費用 | 31 | 1 | 助成回数は1回 |
| 久米南町 | ①妊娠を希望・予定する女性 ②妊婦と同居の者 ③①と同居の者 | 風しん6,000(上限) MR10,000(上限) 抗体検査2,000 | 公費負担額を除いた費用 | 25 | 7 | 過去に風しんを含むワクチン接種を2回受けたことのある者、過去に風しんにかかったことのある者、風しんの免疫が高いと判明している者及び現在妊娠している女性は対象外。償還給付 抗体検査助成: 今年度は県制度を活用することとし、町制度存続 |
| 美咲町 | 美咲町に住所を有し、①妊娠を希望する女性 ②妊娠を希望する女性の同居者 ③風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居者 のいずれかのうち、風しん抗体検査で抗体価が低いと判断された者。(過去の妊婦健診等における検査結果も対象とする) | 風しん・MRとも6,000(上限) | 公費負担額を除いた費用 | 26 | 4 | 指定医療機関あり 償還給付 風しん罹患歴又は予防接種歴のある者、妊娠中の女性及び妊娠している可能性のある女性は除く。 助成回数は1人1回 |
| 吉備中央町 | 対象者は次の①～④すべてに該当する者 ①妊娠を希望している女性又は妊娠を希望し、若しくは妊娠している女性と同居している配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む) ②接種日において、住民基本台帳法の規定により本町に登録されている者 ③接種日において、19歳以上49歳以下にある者 ④風しん抗体検査を受けた者のうち、風しんの抗体価がHI法による検査においては抗体価32倍未満又はEIA法による検査においてはEIA価8.0未満であるもの | 風しん・MRともに5,000 | 公費負担額を除いた費用 | 30 | 4 | 事前の申請が必要 町内の指定医療機関限定 |